

東北学院大学工学部早期卒業細則

(目 的)

第1条 この細則は、東北学院大学学則第3条第2項及び第25条第2項、東北学院大学早期卒業に関する規程第10条・同規程別表の規定に基づき、工学部学生の入学時より3年半後の4年次9月期における卒業（以下、「早期卒業」という）を認める条件及び手続きについて定める。

(申請の条件)

第2条 早期卒業を申請するには、以下の各号の要件を全て備えている必要がある。

- (1) 本学工学部に1年次から在学していること
- (2) 1年次及び2年次の履修登録単位数がそれぞれ42単位以下であること（卒業単位に算入されない資格関係科目の単位を除く）
- (3) 2年次終了時点までに履修した、卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄科目は除外する）が、80点以上であること（上記の点数は小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入した結果が80点未満となる場合は不可）

(早期卒業の条件)

第3条 申請が認められた学生が早期卒業を認められるには、以下の各号の要件を全て備えている必要がある。

- (1) 4年次9月期までに、学則に定められた卒業要件を全て満たしていること
- (2) 卒業単位に算入される全ての科目の成績の平均点（放棄科目は除外する）が、80点以上であること（上記の点数は小数点以下第2位まで算出し、小数点以下第2位を四捨五入した結果が80点未満となる場合は不可）
- (3) 大学院への進学が明確であること

2 第1項第3号の進学意志については、学部長及び当該学生が所属する学科長が本細則第6条第3項に定める提出資料その他を参考にして面接を行い、確認するものとする。

(申請が許可された場合の履修登録制限緩和)

第4条 早期卒業の申請が認められた学生は、3年次において3年次配当科目を38単位まで履修できる（卒業単位に算入されない資格関係科目の単位を除く）ほか、4年次の後期開講科目を7単位（卒業単位に算入されない資格関係科目の単位を除く）まで履修できるものとする。

(4年次配当科目単位認定の特例)

第5条 申請は認められたが、4年次9月期卒業を辞退した学生又は早期卒業条件を満たすことができなかった学生が、38単位を超えて履修登録し試験に合格した4年次後期開講科目の単位は卒業判定（1次）時点で認定するものとする。

2 前項の4年次後期開講科目についての取り扱いは、辞退学生又は条件の非充足学生が4年次に進級した年度に当該科目が開講されない場合にも、行なわれるものとする。

(申請及び卒業の手続き)

第6条 早期卒業を希望する学生は、定められた期日までに所定の書式にしたがって学部長に申請しなければならない。

- 2 早期卒業の申請時期は、2年次の成績発表から3年次科目の履修登録期限までの適切な時期とし、具体的な期日等の連絡は文書配付及び掲示等によって行なわれるものとする。
- 3 早期卒業の申請が認められた学生は、別に定める期日までに進路の明確性を証明する書類等（合格通知、受験票等）を学部長に提出しなければならない。
- 4 早期卒業に関わる申請条件及び卒業条件の充足に関しては、学部長、学科長、学務部副部長、学生部副部長、教

務委員から選出する若干名から構成される判定委員会が第一次的判断を行い、学部教授会に諮る原案を作成して多賀城キャンパス事務室学務係（以下、学務係という）に手続きを依頼するものとする。

5 早期卒業の卒業判定は、工学部教授会の議を経て全学教授会が行なう。

（早期卒業申請の取り下げ）

第7条 早期卒業の申請が認められた学生は、学部長の承認を得て申請を取り下げることができる。

2 申請取り下げの申し出は、早期卒業判定を行なう教授会開催日よりも当該手続きに必要とされる期間の前までになされなければならない。

3 申請の取り下げを承認した場合、学部長は最も近い期日に開催される学部教授会において報告するものとする。

（早期卒業希望者の成績評価提出時期）

第8条 早期卒業を希望する学生が4年次前期に履修した科目の成績評価は、早期卒業の判定に間に合う適切な時期までに、学務係に提出されなければならない。

2 前項の適切な時期は学務係と協議して定めるものとする。

（事務取り扱い）

第9条 この細則において早期卒業を希望する学生が提出することとされている書式、資料等は学務係を経て、学部長に届けられるものとする。

（改 廃）

第10条 この細則の改廃は、学務部との協議を経て工学部教授会が行い、拡大教務委員会の承認を得るものとする。

附 則

この細則は、平成19（2007）年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成25（2013）年4月1日から施行する。

2 改正された第1条、第2条第2号及び第4条については、平成25（2013）年度入学生より適用する。

本細則の運用については、『工学部履修科目登録要項』の「早期卒業制度について」を参照してください。